

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2022年8月26日提出 |
| 【計算期間】 | 第1期(自 2022年2月22日至 2022年6月6日) |
| 【ファンド名】 | 野村為替ヘッジ付き世界債券ファンド（野村SMA・EW向け） |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | C E O 兼代表取締役社長 小池 広靖 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都江東区豊洲二丁目2番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井 秀仁 |
| 【連絡場所】 | 東京都江東区豊洲二丁目2番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6387-5000 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

世界各国の公社債に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村為替ヘッジ付き世界債券ファンド(野村SMA・EW向け))

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
|---------|--------|-------------------|

| | | |
|-----|-----|--------------|
| 単位型 | 国 内 | 株 式 債 券 |
| | 海 外 | 不動産投信 |
| 追加型 | 内 外 | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|-------------------------------|--------------|------------------|------------------|---------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル (日本を含む) | | |
| 一般 | 年2回 | 日本 | | |
| 大型株 | 年4回 | 北米 | ファミリーファンド | あり (部分ヘッジ) |
| 中小型株 | | 欧州 | | |
| 債券 | 年6回 (隔月) | アジア | | |
| 一般 | | オセアニア | | |
| 公債 | | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| 社債 | | アフリカ | | |
| その他債券 | 年12回 (毎月) | 中近東 (中東) | | |
| クレジット属性 () | 日々 | エマージング | | |
| 不動産投信 | その他 () | | | |
| その他資産 (投資信託証券 (債券 一般)) | | | | |
| 資産複合 () | | | | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | | |

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異

なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を

実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

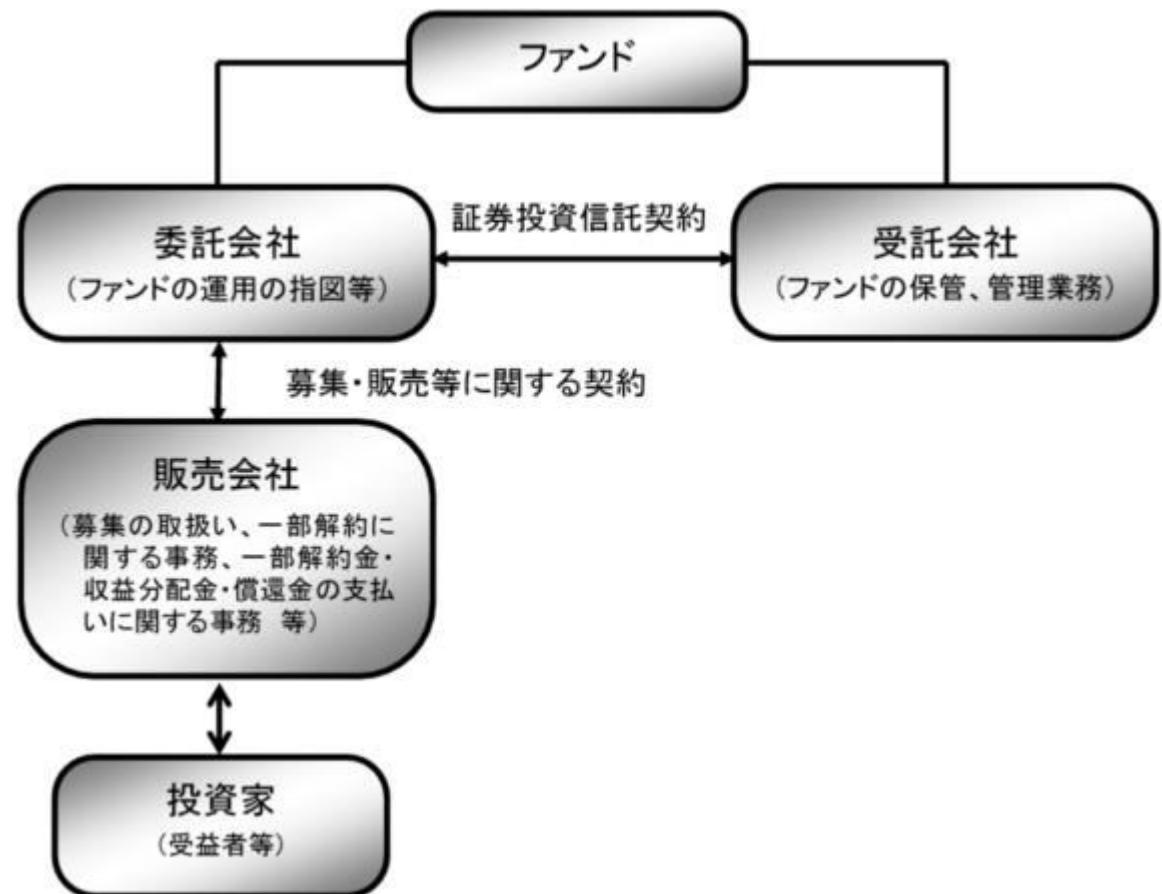
[特殊型]

- (1)プル・ペア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2022年2月22日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



| | |
|-----------|--|
| ファンド | 野村為替ヘッジ付き世界債券ファンド（野村SMA・EW向け） |
| 委託会社(委託者) | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社(受託者) | 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |

- ファンドは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況(2022年7月末現在)

- ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

- ・資本金の額

17,180百万円

- ・会社の沿革

1959年12月 1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村
アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

- ・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|-----------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1-13-1 | 5,150,693株 | 100% |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

わが国の公社債およびわが国の公社債に代替しうる債券 に実質的に投資する投資信託証券を中心に投
資を行ないます。

「わが国の公社債に代替しうる債券」とは、対円での為替ヘッジを用いて為替変動リスクを低減させた形態で投資する世界各国の公社債を指します。

わが国の公社債およびわが国の公社債に代替しうる債券を投資対象とする上場投資信託証券(ETF)に投資する場合があります。

実質的な外貨建資産については、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれに類するものを基本とします。なお、市場環境、利回り水準、為替ヘッジコスト等を勘案し、実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なわないことを基本とする投資信託証券に投資する場合があります。

世界各国の公社債の運用において優れていると判断した指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に投資を行なうことを基本とします。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(NFRC)が投資信託証券の評価等をし、運用に関する助言を行ないます。

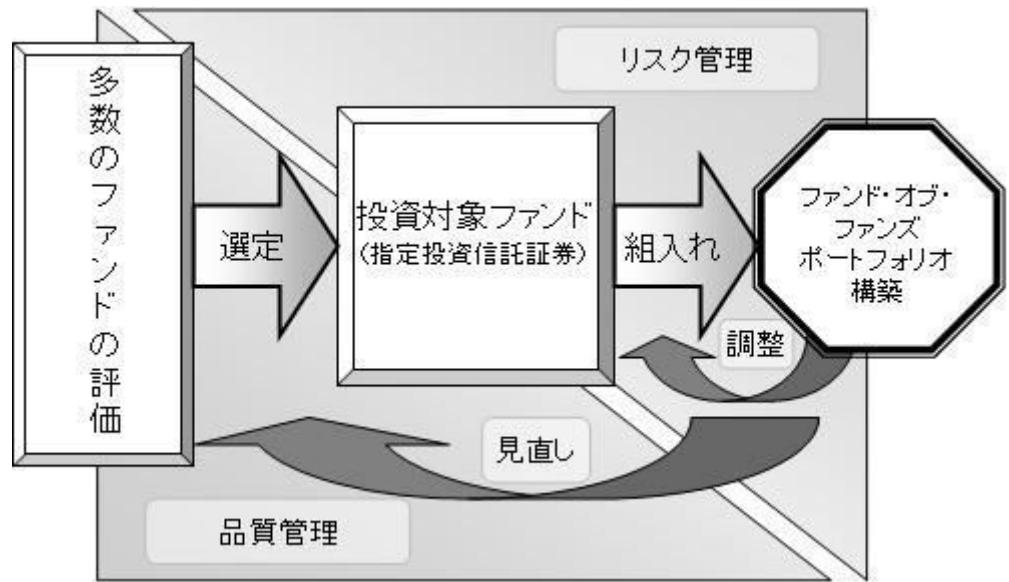
組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

指定投資信託証券は定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資を通じて、実質的な世界各国の公社債(当該投資信託証券が実質的に保有する債券を勘案します。)の組入れが高位となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

[ファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



(参考) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (NFRC) について

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (NFRC) は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務とする、野村グループの投資顧問会社です。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

世界各国の公社債に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。
なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンドは、以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

指定投資信託証券

| |
|--|
| ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用） |
| リスクエフィシエント外国国債・円ヘッジ後リスク調整型インデックスファンドF (適格機関投資家専用) |
| NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信 |
| GIM世界国債ファンドF（適格機関投資家専用） |
| ニッセイ国内債券オープンF（適格機関投資家専用） |
| 東京海上・日本債券オープンF（適格機関投資家専用） |
| UBS世界国債ファンドF（適格機関投資家専用） |
| SMTAM外国債券円キャリー戦略インデックスF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用） |
| マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF（適格機関投資家専用） |
| ティー・ロウ・プライス 海外国債ファンドF（適格機関投資家専用） |
| 野村マネーポートフォリオ マザーファンド |

上記は2022年8月26日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。（ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。）

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等(信託約款)

()委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

()委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2022年8月26日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

投資の基本方針のうち＜収益分配方針＞につきましては、以下の通りです（マザーファンドを除く）。

- ・運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の公社債に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（2001年8月28日設定）

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎年、6月および12月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用します。

| 新発10年固定利付国債の利回り | 信託報酬率 |
|-----------------|----------|
| 0.5%未満の場合 | 税抜年0.19% |
| 0.5%以上1%未満の場合 | 税抜年0.25% |
| 1%以上の場合 | 税抜年0.31% |

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債のセクター(種別・格付別等)配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA-BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債(投資適格格付(BBB格相当以上。BBB-を含みます。)を有している公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。)とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上(B-を含みます。)の格付を有しているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

リスクエフィシエント外国国債・円ヘッジ後リスク調整型インデックスファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるリスクエフィシエント外国国債・円ヘッジ後リスク調整型マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として現地通貨建ての日本を除く世界の国債に実質的に投資し、FTSE野村リスクエフィシエント・世界国債セレクト・インデックス(除く日本、円ヘッジ後リスク調整型・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

ファンドは、「リスクエフィシエント外国国債・円ヘッジ後リスク調整型」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

「FTSE野村リスクエフィシエント・世界国債セレクト・インデックス(除く日本、円ヘッジ後リスク調整型・円ベース)」とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。当該インデックスは、FTSE世界国債インデックス 1に採用されている国から日本を除いたユニバースをもとに、ローリングイールド 2等を考慮した国・年限ごとの期待收益率を算出し、ボラティリティ 3をFTSE

世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)の1.25倍の範囲内に収まるとした制約下において為替ヘッジ後の期待收益率が最大となるように国・年限のウェイトを決定します。

1 FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合收益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

2ローリングイールドとは、債券の利回りにロールダウン効果(イールドカーブの形状が変化しない状況において、債券の利回りが時間の経過とともに低下(上昇)し債券価格が上昇(低下)することによって得られる收益率)を加えたものです。

3ボラティリティとは、各資産やポートフォリオの価格やリターンの変動率のことです。

(B)信託期間

無期限(2018年4月6日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。

| 純資産総額 | 信託報酬率(税抜) |
|------------------|-----------|
| 純資産総額が200億円以下の部分 | 0.20% |
| 純資産総額が200億円超の部分 | 0.16% |

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

現地通貨建ての日本を除く世界の国債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

FTSE野村リスクエフィシエント・世界国債セレクト・インデックス(除く日本、円ヘッジ後リスク調整型・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

為替ヘッジはマザーファンドにおいて行なうため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信

(A) ファンドの特色

ファンドは、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ポンド・パフォーマンス・インデックス総合) (対象指数)に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。)を目指します。

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

(B) 信託期間

無期限(2017年12月7日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

<信託報酬>

信託報酬の総額は、 により計算した額に により計算した額を加えた額とします。

日々のファンドの純資産総額に年0.12%(税抜)以内の率(信託報酬率)を乗じて得た額。信託報酬率については、毎計算期間開始日の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社発表の新発10年国債の利回り(終値)に応じて、下記の通りとします。

| | | |
|-----------------|------------|------------|
| 新発10年国債の利回り(終値) | 1.0%未満 | 1.0%以上 |
| 信託報酬率 | 年0.07%(税抜) | 年0.12%(税抜) |

* 2022年5月30日現在の信託報酬率は年0.07%(税抜)となっております。

有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%(税抜)以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額。

<その他費用>

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または金利等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「NOMURA-BPI 総合」の著作権等について

NOMURA-BPI 総合の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 総合の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 総合を用いて運用される当ETF の運用成果等に関して一切責任を負いません。

GIM世界国債ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として世界の国々の政府または政府機関の発行する債券に投資することによって、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドは、FTSE世界国債インデックス(除く日本、為替ヘッジあり、円ベース)をベンチマークとします。

(B) 信託期間

無期限(2021年4月8日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|-----------------|-----------------------------|
| 委託会社 | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| ファンドの 投資顧問会社 | JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に応じて、以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

| 純資産総額 | 信託報酬率 |
|------------------|-------|
| 純資産総額が200億円以下の部分 | 0.19% |

| | |
|------------------------|-------|
| 純資産総額が200億円超300億円以下の部分 | 0.18% |
| 純資産総額が300億円超400億円以下の部分 | 0.17% |
| 純資産総額が400億円超の部分 | 0.16% |

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に税抜年0.02%を乗じて得た額(ただし、税抜年300万円を上限とします。)を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

世界の国々の政府または政府機関の発行する債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

上記(1)に掲げる債券に主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの運用の指図に関する権限 (為替ヘッジの運用を含みます。)をJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。

短期金融商品にかかるものを除きます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記 および にしたがった運用が行えない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引を行う場合は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量(以下「市場リスク量」といいます。)が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(バリュー・アット・リスク方式)による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「ニッセイ国内債券オープン マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として国内の公社債等に実質的に投資を行い、NOMURA - BPI 総合を中長期的に上回ることをめざし運用を行います。

ファンドは、NOMURA - BPI 総合をベンチマークとします。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2019年4月1日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|--------------------|
| 委託会社 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎期、当計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、以下の通りとします。

決算日は、毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。

| 新発10年固定利付国債の利回り(終値) | 信託報酬率 |
|---------------------|----------|
| 0.5%未満の場合 | 税抜年0.19% |
| 0.5%以上1.0%未満の場合 | 税抜年0.25% |
| 1.0%以上の場合 | 税抜年0.31% |

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産にかかる監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

国内の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として「ニッセイ国内債券オープン マザーファンド」を通じて、実質的に国内の公社債等に投資を行い、NOMURA - BPI

総合を中長期的に上回ることをめざします。

マザーファンドにおいては、マクロ経済分析、債券市場分析に基づくデュレーション・満期構成比・債券種類別構成比の調整および個別銘柄の信用リスク分析等に基づく銘柄選択によりポートフォリオを構築します。

マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権をいいいます。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

東京海上・日本債券オープンF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「TMA日本債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として日本の債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドは、NOMURA - BPI(総合)をベンチマークとします。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。なお、内外の債券等に直接投資することができます。

(B) 信託期間

無期限(2016年10月20日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|--------------------|
| 委託会社 | 東京海上アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて決定した率を毎計算期末の翌日から適用します。

| 新発10年固定利付国債の利回り | 信託報酬率 |
|-----------------|----------|
| 0.5%未満の場合 | 税抜年0.19% |
| 0.5%以上1%未満の場合 | 税抜年0.25% |
| 1%以上の場合 | 税抜年0.31% |

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本の債券を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

主として日本の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

NOMURA - BPI(総合)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

マザーファンドのポートフォリオは、イールド選択(金利選択)、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として各国の政府や政府関係機関が発行・保証する世界のソブリン債券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

(B) 信託期間

無期限(2021年4月8日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|-----------------|-------------------------|
| 委託会社 | UBSアセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| ファンドの 投資顧問会社 | UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に応じて、以下に定める信託報酬率を乗じて得た額の合計額とします。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

| 純資産総額 | 信託報酬率 |
|------------------|-------|
| 純資産総額が500億円未満の部分 | 0.19% |
| 純資産総額が500億円以上の部分 | 0.16% |

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

主として各国の政府や政府関係機関が発行・保証する世界のソブリン債券に投資を行います。

(2) 投資態度

主として各国の政府や政府関係機関が発行・保証する世界のソブリン債券に投資を行います。

トップダウンでのマクロ的な分析とボトムアップでの各銘柄調査により、投資銘柄を選定します。

FTSE WGBI指数(除く日本、円ヘッジ、円換算ベース)をベンチマークとします。

ソブリン債券への投資については、原則として、取得時において主要格付機関よりBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。^{*}

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、通貨戦略として外貨建資産に対して上下15%以内で為替ヘッジ比率を機動的に変更します。

信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引等のデリバティブ取引を行うことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

* BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付けをもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は行いません。保有債券の社債権者割当等により取得したものに限り保有できるものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内となることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

SMTAM外国債券円キャリー戦略インデックスF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「外国債券円キャリー戦略インデックスマザーファンド(為替ヘッジあり)」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界の主要国の公社債に実質的に投資し、FTSE野村CaRD世界国債XOPVインデックス(除く日本、除くBBB、円ヘッジ・円ベース)に連動する投資成果を目指します。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(2021年4月8日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|-------------------------|
| 委託会社 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |

| | |
|------|--------------|
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |
|------|--------------|

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.12%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本を除く世界の主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界の主要国の公社債に実質的に投資し、FTSE野村Card世界国債XOPVインデックス(除く日本、除くBBB、円ヘッジ・円ベース)に連動する投資成果を目指します

公社債への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

本ファンドは、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の責任のもとで設定・運用されるものであり、FTSE Fixed Income LLC(以下「FTSE FI」)あるいは野村證券株式会社(以下「野村」)によって出資、保証、販売又は販売促進されるものではありません。FTSE野村CaRD世界国債インデックス・シリーズ(以下、「本インデックス」)に係るすべての権利はFTSE FI及び野村に帰属します。FTSE^(R)は、ロンドン証券取引所グループ企業の商標であり、ライセンスに基づきFTSE FIによって使用されています。「Nomura」及び「野村」は、野村及び関連企業の商標であり、ライセンスに基づきFTSE FIによって使用されています。本インデックスはFTSE FI又はその代理人によって計算されます。FTSE FI及び野村は、(a)インデックスの使用、信頼性、又は瑕疵、(b)本ファンドへの投資、操作から生じるいかなる責任も負いません。本ファンドから得られる成果、又は三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社によって設定された本ファンドの商品性に対するインデックスの適合性のいずれに関しても、FTSE FI及び野村は請求、予測、保証、又は表明を一切行いません。

マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるマニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドは、NOMURA BPI総合(NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)を参考指標とします。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2019年4月4日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|----------------------------|
| 委託会社 | マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎年、3月および9月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。

| | |
|-----------------|----------|
| 新発10年固定利付国債の利回り | 信託報酬率 |
| 0.5%未満の場合 | 税抜年0.25% |
| 0.5%以上1%未満の場合 | 税抜年0.28% |
| 1%以上の場合 | 税抜年0.31% |

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の公社債を実質的な投資対象とします。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。

NOMURA BPI総合を参考指標として、ユーロ円債を含む円建て公社債のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。

マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(3) 主な投資制限

債券への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等の直接利用は行いません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く)への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とするとともし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

ティー・ロウ・プライス 海外国債ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 海外国債マザーファンド(為替ヘッジあり)への投資を通じて、主として日本を除く世界各国(エマージング・マーケットを含みます。)の国債、政府機関債および社債等ならびに国際機関債等(以下、「公社債」と言う場合があります。)に実質的に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 海外国債マザーファンド(為替ヘッジあり)」(以下、「マザーファンド」といいます。)を親投資信託

とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2021年4月8日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------------------|--|
| 委託会社 | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの 投資顧問会社 | ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(英国) ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク(米国) ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド(香港) ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール) ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド(オーストラリア) |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.1650%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.10%の率を上限として信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国(エマージング・マーケットを含みます。)の国債、政府機関債および社債等ならびに国際機関債等を実質的な投資対象とします。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国(エマージング・マーケットを含みます。)の国債、政府機関債および社債等ならびに国際機関債等に分散投資を行います。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)をベンチマークとし、長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

マザーファンド受益証券への投資を通じて投資する公社債の格付は、原則として、取得時において格付機関により投資適格格付(BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付)が付与されている公社債とします。^{*}

* 格付の判定に際しては、異なる格付が付与されている場合、最も高い格付で判定することができます。

1) 上記にかかわらず、格付機関から格付を得ていない公社債であっても、委託者(マザーファンドの運用の指図に

に関する権限の委託を受けた者を含みます。)が上記に掲げる公社債と同等であると判断したものに投資する場合があります。

- 2) 保有する公社債の格付が変更され、上記の基準を満たさなくなった場合でも、委託者(マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)の判断により保有し続ける場合があります。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、固定金利債、変動金利債、インフレーション・リンク債、転換社債、ワラント債、資産担保証券等に投資することができます。また、有価証券、有価証券指数、通貨および金利にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。

マザーファンド受益証券におけるポートフォリオの構築にあたっては、各国のファンダメンタルズ分析に基づき、国別・通貨別投資配分比率を決定し、個別銘柄分析により組入銘柄の選定を行います。

実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、信託財産の効率的な運用に資するために外国為替予約取引等を実質利用する場合もあります。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資は、転換社債の転換の行使により取得するものに限り、その実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。

外国為替予約取引の実質利用は為替ヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

野村マネーポートフォリオ マザーファンド

(A) ファンドの特色

本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限(設定日:2008年12月19日)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ベンチマークについて

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

FTSE WGBI指数(除く日本、円ヘッジ、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

指定投資信託証券の委託会社について

指定投資信託証券の委託会社の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

| | |
|------------|---|
| 1959年12月1日 | 野村證券投資信託委託株式会社として設立 |
| 1997年10月1日 | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 |
| 2000年11月1日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 |

東京海上アセットマネジメント株式会社

| | |
|----------|---|
| 1985年12月 | 東京海上グループ(現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立 |
| 1987年2月 | 投資顧問業者として登録 |
| 同年6月 | 投資一任業務認可取得 |
| 1991年4月 | 国内および海外年金の運用受託を開始 |
| 1998年5月 | 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得 |
| 2007年9月 | 金融商品取引業者として登録 |
| 2014年4月 | 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更 |

2016年10月 東京海上アセットマネジメント株式会社と東京海上不動産投資顧問株式会社が
合併

ニッセイアセットマネジメント株式会社

| | |
|-----------|---|
| 1985年7月1日 | ニッセイ・ピーオーティー投資顧問株式会社(後のニッセイ投資顧問株式会社)が設立され、投資顧問業務を開始 |
| 1995年4月4日 | ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始 |
| 1998年7月1日 | ニッセイ投信株式会社(存続会社)とニッセイ投資顧問株式会社(消滅会社)が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始 |
| 2000年5月8日 | 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社に変更 |

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

| | |
|------------|--|
| 2004年4月 8日 | エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立 |
| 2005年10月7日 | 社団法人日本投資顧問業協会 加入 |
| 2007年9月30日 | 投資運用業、投資助言・代理業登録 |
| 2011年1月11日 | マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 2016年4月28日 | 第二種金融商品取引業登録 |
| 2016年7月 1日 | マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入 |
| 2017年10月2日 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入 |
| 2020年4月 1日 | マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 2012年7月2日 | 付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。 |

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

| | |
|------------|-------------------------|
| 1986年11月1日 | 住信キャピタルマネジメント株式会社設立 |
| 1987年2月20日 | 投資顧問業の登録 |
| 1987年9月9日 | 投資一任契約に係る業務の認可取得 |
| 1990年10月1日 | 住信投資顧問株式会社に商号変更 |
| 1999年2月15日 | 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 1999年3月25日 | 証券投資信託委託業の認可取得 |
| 2007年9月30日 | 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録 |

| | |
|------------|--|
| 2012年4月1日 | 中央三井アセットマネジメント株式会社と住信アセットマネジメント株式会社が合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が発足 |
| 2018年10月1日 | 三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継 |

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

| | |
|-------|--|
| 1971年 | ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設 |
| 1985年 | ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 1990年 | ジャーディン・フレミング投信株式会社設立 |
| 1995年 | ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。 |
| 2001年 | ジー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更 |
| 2006年 | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 2008年 | JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受 |

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

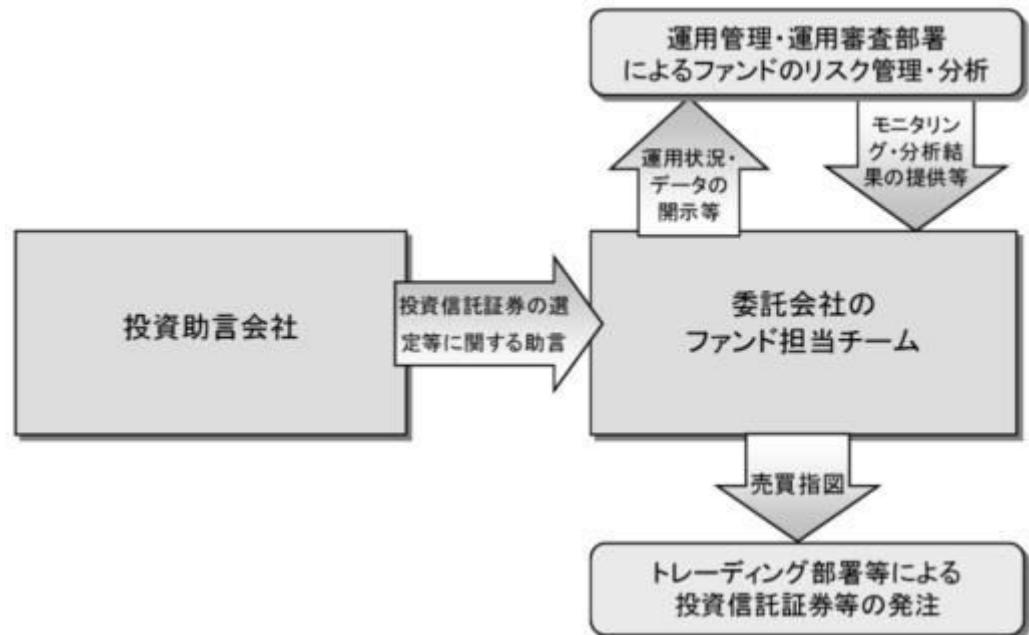
| | |
|------------|--|
| 1982年8月4日 | ロウ・プライス・フレミング・インターナショナルが駐在員事務所（リサーチ）を東京に開設 |
| 2003年3月20日 | T. ロウ・プライス・グローバル投資顧問 東京支店開設、投資助言登録 |
| 2011年1月1日 | T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に社名変更 |
| 2017年3月1日 | ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更 |
| 2018年4月1日 | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社（日本法人）へ事業譲渡、営業開始 |

UBSアセット・マネジメント株式会社

| | |
|------------|--|
| 1996年4月1日 | ユー・ピー・エス投資顧問株式会社設立 |
| 1998年4月28日 | ユー・ピー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更 |
| 2000年7月1日 | ユーピーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユーピーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 2002年4月8日 | ユーピーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 2015年12月1日 | UBS アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |

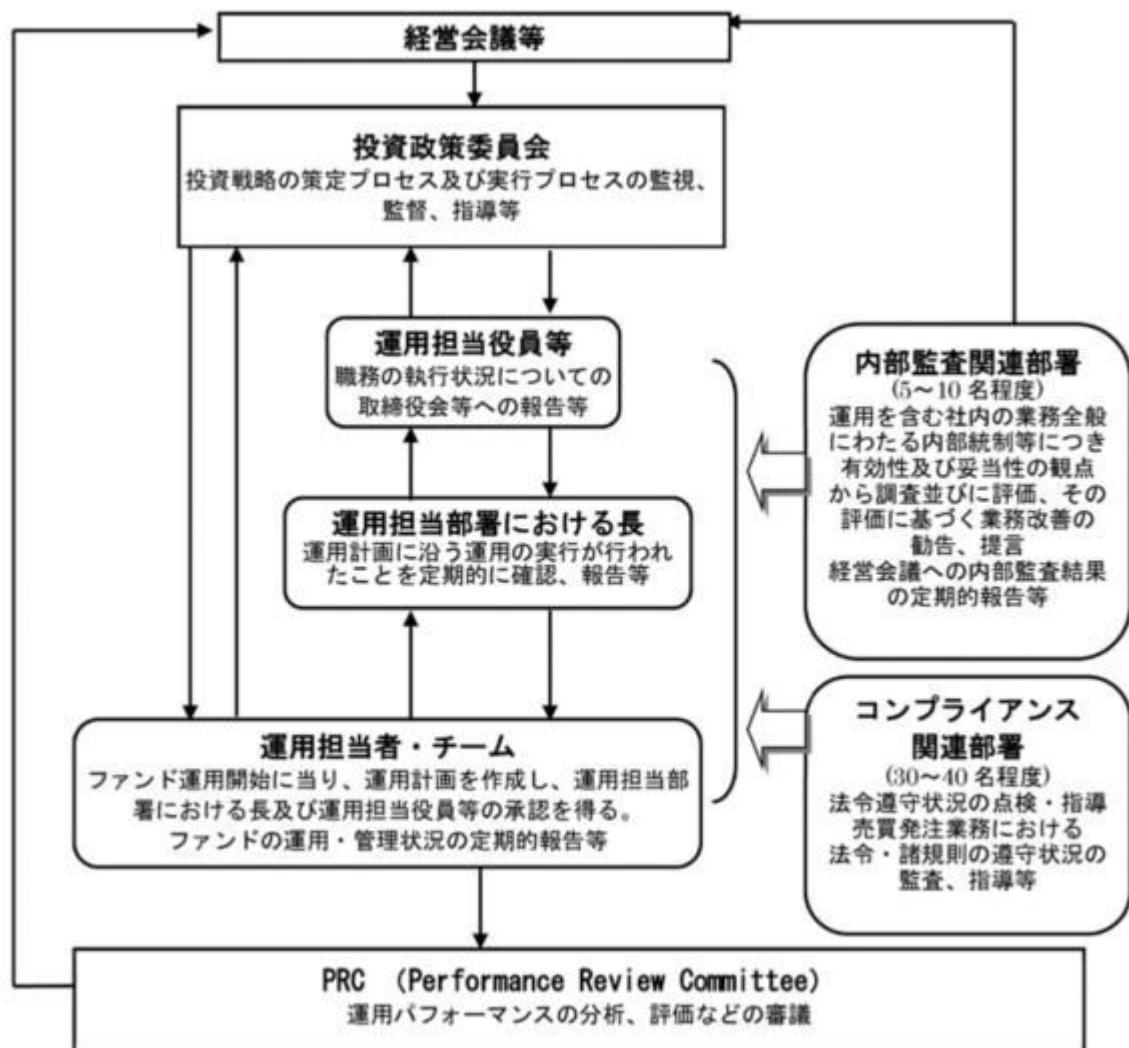
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各自、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

(5) 【投資制限】

運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・デリバティブの直接利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産

総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行いません。

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

公社債の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは実質的な外貨建資産について為替ヘッジを行なう投資信託証券に投資することを基本としますが、為替ヘッジを行なわない投資信託証券に投資する場合があります。

為替ヘッジを行なう投資信託証券に投資する場合においては、ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

為替ヘッジを行なわない投資信託証券に投資する場合においては、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用は

ありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドおよびファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベ�픽ファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

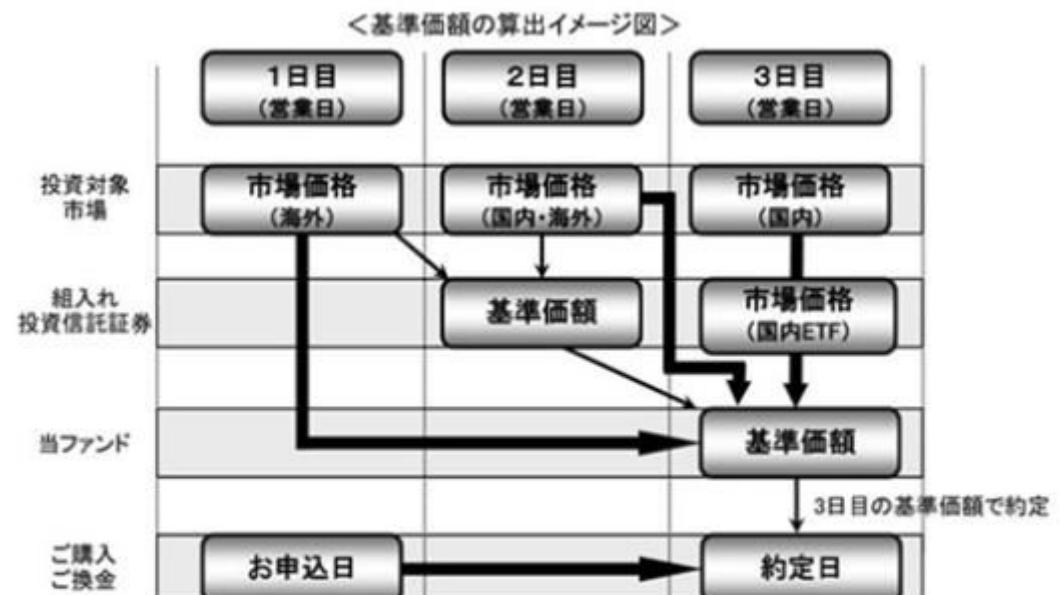
野村為替ヘッジ付き世界債券ファンド（野村SMA・EW向け）に関する留意点

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の販売会社は、一部の上場投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政

令で定めるものをいいます。)である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社(運用の権限委託先を含みます。)が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご留意ください。

ただし、組入投資信託証券が国内市場に上場しているETFの場合は上場している市場における当日の市場価格となります。



約定日(3日目)の基準価額(約定価額)は、原則として、海外市場は組入投資信託証券によってお申込日(1日目)またはお申込日の翌営業日(2日目)、国内市場はお申込日の翌営業日(2日目)またはお申込日の翌々営業日(3日目)の市場価格を反映したものです。

なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

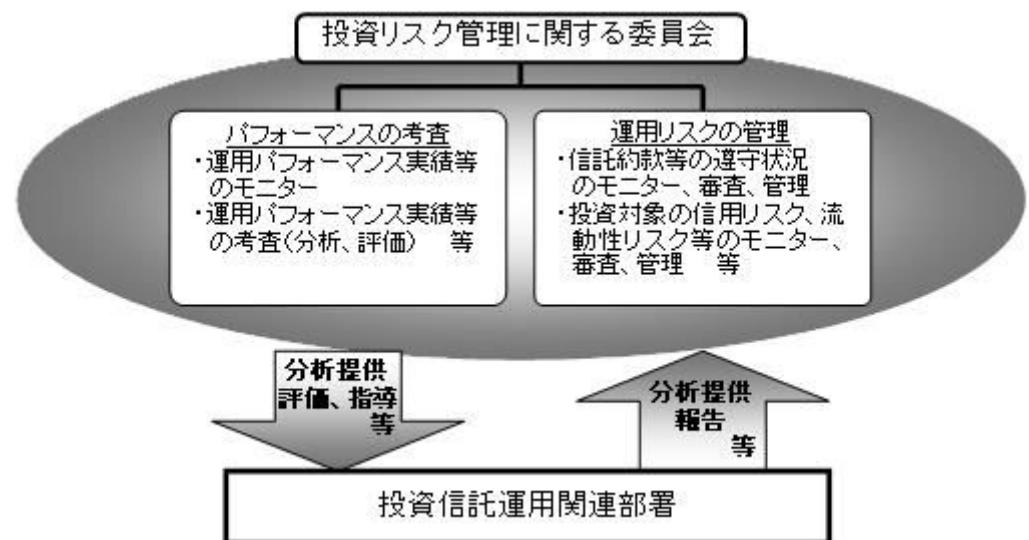
運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

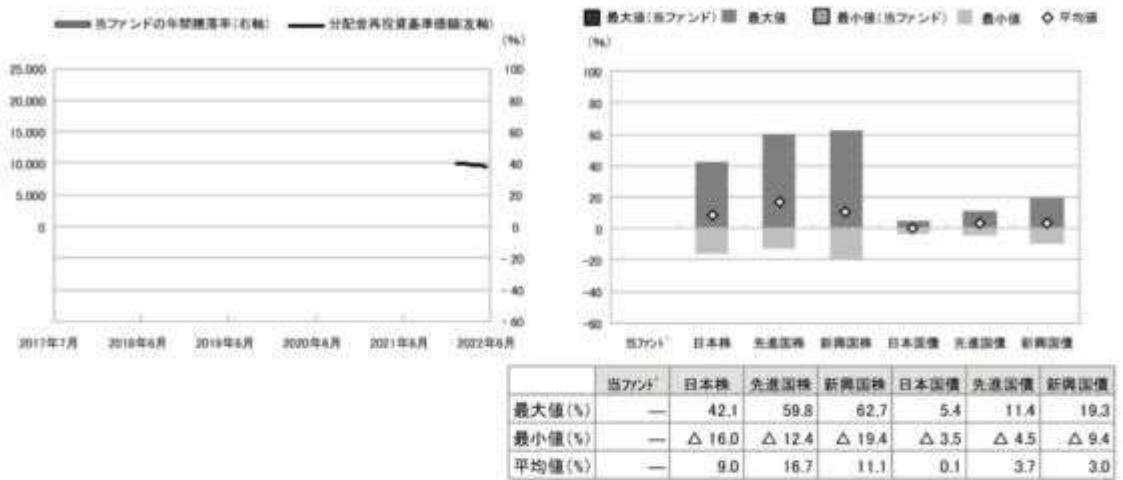


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

(2017年7月末～2022年6月末：月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を「10,000」として指標化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2017年7月から2022年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものであります。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
* 決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指標権及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る権利又は商標は、株式会社JPXが持つものとみなされています。JPXは、株式会社JPXが持つ権利の「東証株価指数」の商標又は商標の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指標権の所有又は公表の譲渡、譲り受け又は同様に申し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、JPXは責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)…MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)…MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに關して一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)…FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)…FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の統合収益率を各市場の価格相場で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指標」とよびます)についてここに提供する指標は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や償却を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられます。JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、「JPM」)がその完全性や正確性を保証するものではありません。JPMは、本指標の開発者であり、本指標の運営者ではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間（第1計算期間および第2計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率については、毎計算期間開始日の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社発表の新発10年国債の利回り（終値）に応じて、下記の通りとします。

| 新発10年国債の利回り | 0.5%未満 | 0.5%以上 1.0%未満 | 1.0%以上 |
|-------------|--|--|--|
| 信託報酬率 | 年0.121% (税抜年0.11%) 以内 (2022年7月末 現在 年0.121% (税抜年0.11%)) | 年0.209% (税抜年0.19%) 以内 (2022年7月末 現在 年0.209% (税抜年0.19%)) | 年0.297% (税抜年0.27%) 以内 (2022年7月末 現在 年0.297% (税抜年0.27%)) |

| | | | |
|------|--|--|--|
| 委託会社 | 年0.06%以内 (2022年7月末 現在 年0.06%) | 年0.14%以内 (2022年7月末 現在 年0.14%) | 年0.22%以内 (2022年7月末 現在 年0.22%) |
| 販売会社 | 年0.03% | 年0.03% | 年0.03% |
| 受託会社 | 年0.02% | 年0.02% | 年0.02% |

日本相互証券株式会社が発表する、最も直近に発行されたわが国の10年固定利付国債の流通価格の終値を単利計算により利回り表示したもの

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関する信託報酬等がかかります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

2022年8月26日現在の実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値は、 $0.35\% \pm 0.05\%$ 程度です。

| 新発10年国債の利回り | 実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値 |
|-----------------|------------------------|
| 0.5%未満の場合 | $0.35\% \pm 0.05\%$ 程度 |
| 0.5%以上1.0%未満の場合 | $0.45\% \pm 0.05\%$ 程度 |
| 1.0%以上の場合 | $0.55\% \pm 0.10\%$ 程度 |

* ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものが含まれる場合があり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

支払先の役務の内容

| | | |
|--------|--------|--------|
| <委託会社> | <販売会社> | <受託会社> |
|--------|--------|--------|

| | | |
|--|---|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |
|--|---|-----------------------------|

信託報酬率の調整について

信託報酬率の調整は以下の計算方法をもって行ないます。信託報酬率は毎月1回計算し、当月の第5営業日目以降で前日が営業日となる最初の営業日（「適用開始営業日」といいます。）から翌月の適用開始営業日の前日まで適用することとします。

- 新発10年国債の利回りが0.5%未満のとき

信託報酬率=年0.11%（税抜） - 対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合

なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託会社が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年0.11%（税抜）以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

- 新発10年国債の利回りが0.5%以上1.0%未満のとき

信託報酬率=年0.19%（税抜） - 対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合

なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託会社が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年0.19%（税抜）以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

- 新発10年国債の利回りが1.0%以上のとき

信託報酬率=年0.27%（税抜） - 対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合

なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託会社が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年0.27%（税抜）以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

- 対象ETFは、ファンドが投資するETFのうち、ファンドの委託会社が設定したETFとします。
- 対象ETFの委託会社報酬率は、原則として、目論見書その他公表資料で開示されている当該各月の前月最終営業日時点の対象ETFの信託報酬率（税抜の年率値）のうち、純資産総額に応じて一定の率で委託会社が受取る部分（税抜の年率値）をいいます。
- 対象ETFの投資割合は、当該各月の前月における対象ETFの投資割合の平均値とします。

- 複数の対象ETFに投資する場合の「対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合」は、各対象ETFについて算出した「当該各対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×当該各対象ETFの投資割合」を合計した値とします。

（4）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

| 《利子所得》 | 《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2) | 《配当所得》 |
|---|--|--------------------------------------|
| ・ <u>特定公社債</u> ^(注1) の利子 ・ <u>公募公社債投資信託</u> の収益分配金 | 特定公社債、 <u>公募公社債投資信託</u> 、上場株式、 <u>公募株式投資信託</u> の ・譲渡益 ・譲渡損 | ・上場株式の配当 ・ <u>公募株式投資信託</u> の収益分配金 |

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額について、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡
益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

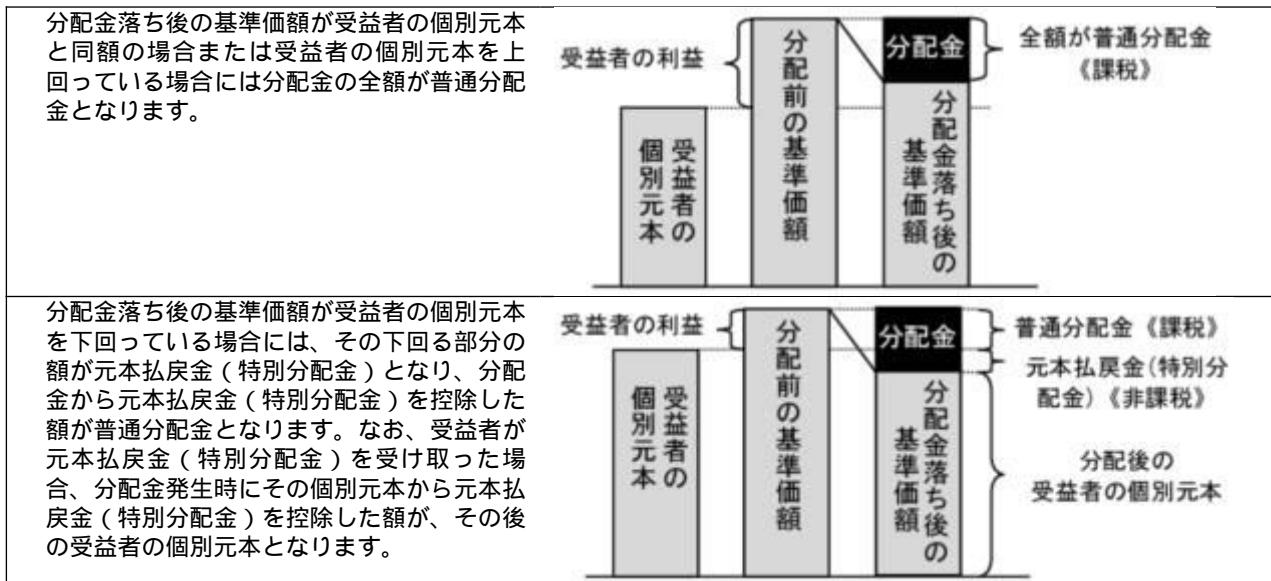
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

* 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2022年6月末現在)が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は2022年6月30日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|----------|------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 423,047,451 | 95.66 |

| | | | |
|--------------------|--|-------------|--------|
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | | 19,173,761 | 4.33 |
| 合計（純資産総額） | | 442,221,212 | 100.00 |

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|--------|--------------|--|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 投資信託受 益証券 | GIM世界国債ファンドF（適格機関 投資家専用） | 11,960 | 8,947 | 107,012,996 | 8,766 | 104,841,360 | 23.70 |
| 2 | 日本 | 投資信託受 益証券 | ティー・ロウ・プライス 海外国債 ファンドF（適格機関投資家専用） | 10,926 | 8,999 | 98,332,039 | 8,788 | 96,017,688 | 21.71 |
| 3 | 日本 | 投資信託受 益証券 | UBS世界国債ファンドF（適格機関 投資家専用） | 9,953 | 8,961 | 89,196,188 | 8,771 | 87,297,763 | 19.74 |
| 4 | 日本 | 投資信託受 益証券 | SMTAM外国債券円キャリー戦略イン デックスF（為替ヘッジあり）（適 格機関投資家専用） | 4,013 | 8,878 | 35,628,273 | 8,704 | 34,929,152 | 7.89 |
| 5 | 日本 | 投資信託受 益証券 | ニッセイ国内債券オープンF（適格 機関投資家専用） | 3,017 | 9,872 | 29,784,267 | 9,778 | 29,500,226 | 6.67 |
| 6 | 日本 | 投資信託受 益証券 | ノムラ日本債券オープンF（適格機 関投資家専用） | 2,071 | 13,475 | 27,908,764 | 13,339 | 27,625,069 | 6.24 |
| 7 | 日本 | 投資信託受 益証券 | リスクエフィシエント外国国債・ 円ヘッジ後リスク調整型インデッ クスファンドF（適格機関投資家専 用） | 2,764 | 9,685 | 26,769,549 | 9,502 | 26,263,528 | 5.93 |
| 8 | 日本 | 投資信託受 益証券 | マニュライフ・日本債券ストラテ ジック・アクティブ・ファンドF （適格機関投資家専用） | 928 | 10,040 | 9,317,590 | 9,932 | 9,216,896 | 2.08 |
| 9 | 日本 | 投資信託受 益証券 | 東京海上・日本債券オープンF（適 格機関投資家専用） | 757 | 9,829 | 7,441,133 | 9,717 | 7,355,769 | 1.66 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 95.66 |

| | |
|-----|-------|
| 合 計 | 95.66 |
|-----|-------|

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2022年6月末日及び同日前1年以内における各月末（設定来）並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-------------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1計算期間 (2022年 6月 6日) | 384 | 384 | 0.9593 | 0.9593 |
| 2022年 2月末日 | 1 | | 1.0012 | |
| 3月末日 | 60 | | 0.9925 | |
| 4月末日 | 283 | | 0.9780 | |
| 5月末日 | 342 | | 0.9700 | |
| 6月末日 | 442 | | 0.9401 | |

【分配の推移】

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|--------|---------------------------|-----------|
| 第1計算期間 | 2022年 2月22日 ~ 2022年 6月 6日 | 0.0000円 |

【收益率の推移】

| | 計算期間 | 收益率 |
|--------|---------------------------|------|
| 第1計算期間 | 2022年 2月22日 ~ 2022年 6月 6日 | 4.1% |

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|--------|---------------------------|-------------|-----------|-------------|
| 第1計算期間 | 2022年 2月22日 ~ 2022年 6月 6日 | 403,239,507 | 2,038,819 | 401,200,688 |

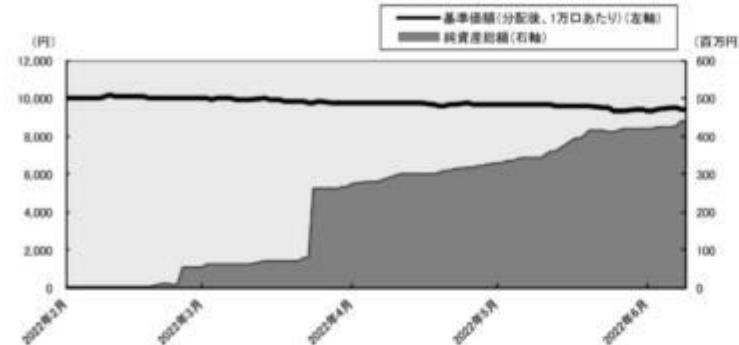
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

運用実績 (2022年6月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

| | (百円) |
|---------|------|
| 2022年6月 | 0 円 |
| — | — |
| — | — |
| — | — |
| — | — |
| 設定来累計 | 0 円 |

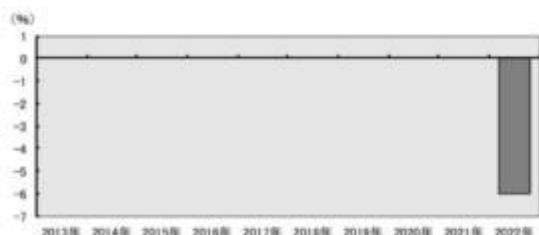
主要な資産の状況

銘柄別投資比率

| 順位 | 銘柄 | 投資比率 (%) |
|----|--|-------------|
| 1 | GIM世界国債ファンドF(適格機関投資家専用) | 23.7 |
| 2 | ティー・ロウ・プライス 海外国債ファンドF(適格機関投資家専用) | 21.7 |
| 3 | UBS世界国債ファンドF(適格機関投資家専用) | 19.7 |
| 4 | SMTAM外国債券円キャリー戦略インデックスF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) | 7.9 |
| 5 | ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用) | 6.7 |
| 6 | ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用) | 6.2 |
| 7 | リスクエフィシェント外国国債・円ヘッジ後リスク調整型インデックスファンドF(適格機関投資家専用) | 5.9 |
| 8 | マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用) | 2.1 |
| 9 | 東京海上・日本債券オープンF(適格機関投資家専用) | 1.7 |

年間收益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2022年は設定日(2022年2月22日)から運用実績作成基準日までの收益率。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 申込不可日

ありません

*上記は2022年8月26日現在のものです。

(4) 販売単位

1円以上1円単位（当初元本1口 = 1円）とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

(8) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解

約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4) 換金単位

1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5) 換金価額

換金申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|-------------------|-----------------------------------|
| 投資信託証券 | 原則として、基準価額計算日の前営業日 の基準価額で評価します。 |
| 上場投資信託証券 (ETF) | 原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。 |

マザーファンド受益証券については、原則として基準価額計算日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2022年2月22日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年12月7日から翌年12月6日までとします。

ただし、第1計算期間は2022年2月22日から2022年6月6日までとし、第2計算期間は2022年6月7日から2022年12月6日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることが

できます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村為替ヘッジ付き世界債券ファンド（野村SMA・EW向け）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2022年2月22日から2022年6月6日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1期
(2022年 6月 6日現在)

| 資産の部 | |
|-----------------|-------------|
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 51,448,989 |
| 投資信託受益証券 | 343,518,987 |
| 流動資産合計 | 394,967,976 |
| 資産合計 | 394,967,976 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 8,067,699 |
| 未払解約金 | 1,956,246 |
| 未払受託者報酬 | 10,880 |
| 未払委託者報酬 | 48,886 |
| 未払利息 | 24 |
| その他未払費用 | 1,075 |
| 流動負債合計 | 10,084,810 |
| 負債合計 | 10,084,810 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 401,200,688 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 16,317,522 |
| 元本等合計 | 384,883,166 |
| 純資産合計 | 384,883,166 |
| 負債純資産合計 | 394,967,976 |

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

第1期
自 2022年 2月22日
至 2022年 6月 6日

| 営業収益 | |
|---|------------|
| 有価証券売買等損益 | 7,741,040 |
| 営業収益合計 | 7,741,040 |
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 680 |
| 受託者報酬 | 10,880 |
| 委託者報酬 | 48,886 |
| その他費用 | 1,075 |
| 営業費用合計 | 61,521 |
| 営業利益又は営業損失() | 7,802,561 |
| 経常利益又は経常損失() | 7,802,561 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 7,802,561 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 41,976 |
| 期首剩余金又は期首次損金() | - |
| 剩余金増加額又は欠損金減少額 | 40,597 |
| 当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | 40,597 |
| 剩余金減少額又は欠損金増加額 | 8,597,534 |
| 当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 | 8,597,534 |
| 分配金 | - |
| 期末剩余金又は期末欠損金() | 16,317,522 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|------------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4. その他 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 2月22日から2022年 6月6日までとなっております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

| 第1期 2022年 6月 6日現在 | |
|----------------------------------|--------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 401,200,688口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 | |
| 元本の欠損 | 16,317,522円 |
| 3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 0.9593円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (9,593円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第1期 自 2022年 2月22日 至 2022年 6月 6日 | | |
|---------------------------------------|-----------|--------------|
| 1. 分配金の計算過程 | | |
| 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 0円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 |
| 収益調整金額 | C | 0円 |
| 分配準備積立金額 | D | 0円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 0円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 401,200,688口 |

| | | |
|-------------------|-----------------------|----|
| 10,000口当たり収益分配対象額 | $G=E/F \times 10,000$ | 0円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 0円 |
| 収益分配金額 | $I=F \times H/10,000$ | 0円 |

2.追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市场では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第1期 自 2022年 2月22日 至 2022年 6月 6日 |
|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 |
| 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク |
| 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 |
| 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 |
| これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 |
| 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 |
| 市場リスクの管理 |
| 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 |
| 信用リスクの管理 |
| 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 |
| 流動性リスクの管理 |
| 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第1期 2022年 6月 6日現在 |
|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 |
| 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 |
| 投資信託受益証券 |
| (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 |
| コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 |
| これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| |
|---|
| 第1期 自 2022年 2月22日 至 2022年 6月 6日 |
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 |

(その他の注記)

1 元本の移動

| |
|--|
| 第1期 自 2022年 2月22日 至 2022年 6月 6日 |
| 期首元本額 - 円 |
| 期中追加設定元本額 403,239,507円 |
| 期中一部解約元本額 2,038,819円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| | |
|-----------|--|
| 種類 | 第1期 自 2022年 2月22日 至 2022年 6月 6日 |
| | 損益に含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 7,741,040 |
| 合計 | 7,741,040 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年6月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年6月6日現在)

(単位:円)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|----|------|-----|----|
| | | | | | |

| | | | | | |
|----------|-----|--|--------|-----------------------|--|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用) | 1,607 | 21,680,037 | |
| | | 東京海上・日本債券オープンF(適格機関投資家専用) | 587 | 5,776,667 | |
| | | リスクエフィシエント外国国債・円ヘッジ後リスク調整型インデックスファンドF(適格機関投資家専用) | 2,138 | 20,759,980 | |
| | | ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用) | 2,340 | 23,123,880 | |
| | | マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用) | 720 | 7,237,440 | |
| | | GIM世界国債ファンドF(適格機関投資家専用) | 9,573 | 85,869,810 | |
| | | UBS世界国債ファンドF(適格機関投資家専用) | 7,967 | 71,583,495 | |
| | | SMTAM外国債券円キャリー戦略インデックスF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) | 3,212 | 28,590,012 | |
| | | ティー・ロウ・プライス 海外国債ファンドF(適格機関投資家専用) | 8,746 | 78,897,666 | |
| | | 銘柄数:9 組入時価比率:89.3% | 36,890 | 343,518,987 100.0% | |
| 合計 | | | | 343,518,987 | |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2022年6月30日現在

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 447,751,929円 |
| 負債総額 | 5,530,717円 |
| 純資産総額（ - ） | 442,221,212円 |
| 発行済口数 | 470,409,480口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.9401円 |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、上記 の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2022年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けてあります。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

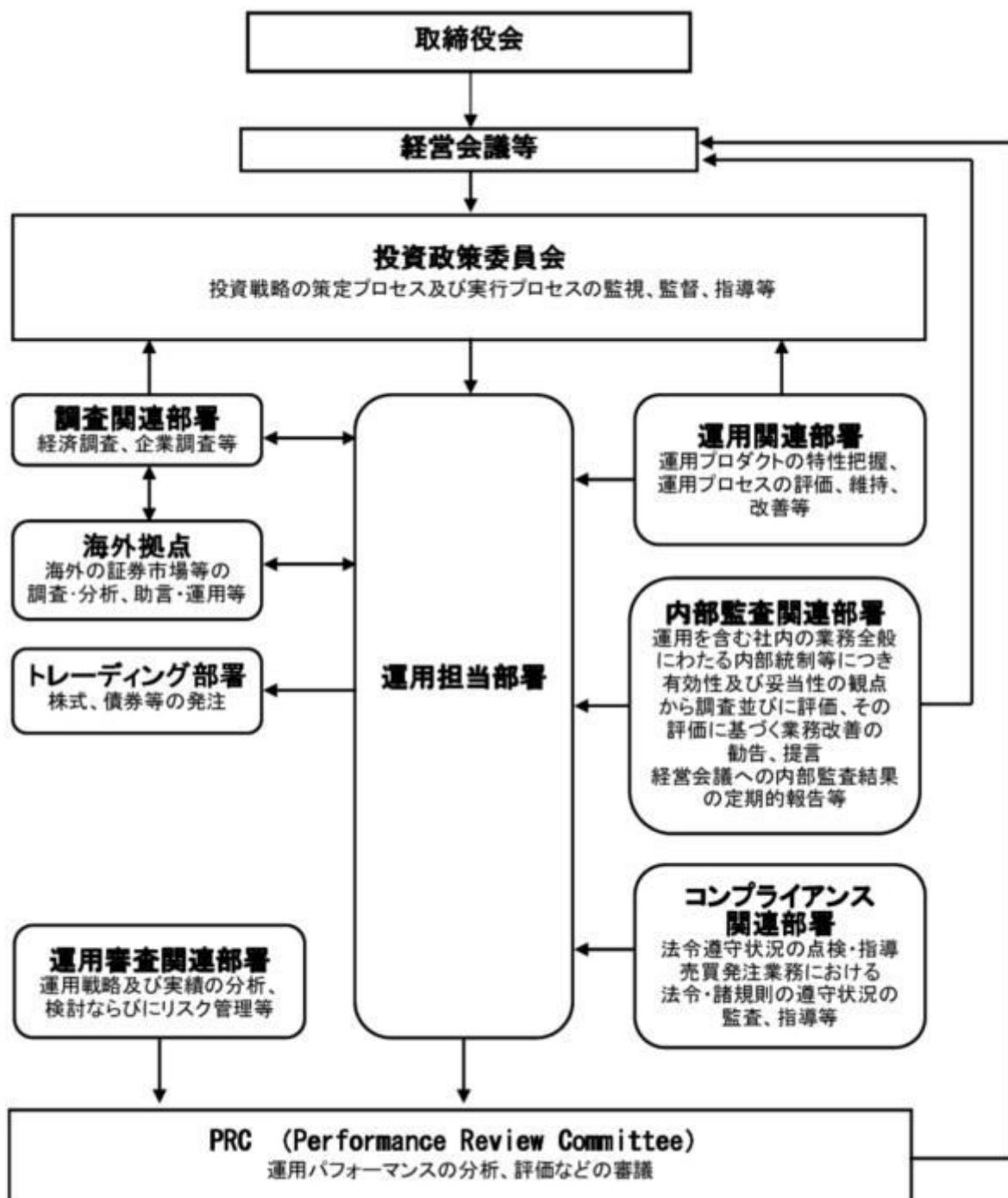
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年6月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|----|----|------------|
|----|----|------------|

| | | |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 1,012 | 38,191,686 |
| 単位型株式投資信託 | 195 | 726,253 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 6,327,796 |
| 単位型公社債投資信託 | 508 | 1,337,039 |
| 合計 | 1,729 | 46,582,775 |

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| 区分 | 注記番号 | 前事業年度 (2021年3月31日) | | 当事業年度 (2022年3月31日) | |
|----------|------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | | 4,281 | | 2,006 | |
| 金銭の信託 | | 35,912 | | 35,894 | |
| 有価証券 | | 30,400 | | 29,300 | |
| 前払金 | | - | | 11 | |
| 前払費用 | | 167 | | 454 | |
| 未収入金 | | 632 | | 694 | |
| 未収委託者報酬 | | 24,499 | | 27,176 | |
| 未収運用受託報酬 | | 4,347 | | 4,002 | |
| 短期貸付金 | | - | | 1,835 | |
| その他 | | 268 | | 57 | |
| 貸倒引当金 | | 14 | | 15 | |
| 流動資産計 | | 100,496 | | 101,417 | |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 2,666 | | 1,744 |
| 建物 | 2 | 1,935 | | 1,219 | |
| 器具備品 | 2 | 731 | | 525 | |
| 無形固定資産 | | | 5,429 | | 5,210 |
| ソフトウェア | | 5,428 | | 5,209 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |

| | | | | |
|----------|--|---------|-------|---------|
| 投資その他の資産 | | 16,487 | | 16,067 |
| 投資有価証券 | | 1,767 | 2,201 | |
| 関係会社株式 | | 9,942 | 9,214 | |
| 長期差入保証金 | | 330 | 443 | |
| 長期前払費用 | | 15 | 13 | |
| 前払年金費用 | | 1,301 | 1,297 | |
| 繰延税金資産 | | 3,008 | 2,784 | |
| その他 | | 122 | 112 | |
| 固定資産計 | | 24,583 | | 23,023 |
| 資産合計 | | 125,080 | | 124,440 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (2021年3月31日) | | 当事業年度 (2022年3月31日) | |
|--------------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 123 | | 120 |
| 未払金 | | | 16,948 | | 17,615 |
| 未払収益分配金 | | 0 | | 0 | |
| 未払償還金 | | 8 | | 17 | |
| 未払手数料 | | 7,256 | | 8,357 | |
| 関係会社未払金 | | 8,671 | | 8,149 | |
| その他未払金 | | 1,011 | | 1,089 | |
| 未払費用 | 1 | | 9,171 | | 9,512 |
| 未払法人税等 | | | 2,113 | | 1,319 |
| 前受収益 | | | 22 | | 22 |
| 賞与引当金 | | | 3,795 | | 4,416 |
| その他 | | | - | | 121 |
| 流動負債計 | | | 32,175 | | 33,127 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 3,299 | | 3,194 |
| 時効後支払損引当金 | | | 580 | | 588 |
| 資産除去債務 | | | 1,371 | | 1,123 |
| 固定負債計 | | | 5,250 | | 4,905 |
| 負債合計 | | | 37,425 | | 38,033 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | 87,596 | | 86,232 |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 13,729 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| その他資本剰余金 | | 2,000 | | 2,000 | |
| 利益剰余金 | | | 56,686 | | 55,322 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 56,001 | | 54,637 | |
| 別途積立金 | | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 31,395 | | 30,030 | |
| 評価・換算差額等 | | | 57 | | 174 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 57 | | 174 |
| 純資産合計 | | | 87,654 | | 86,407 |
| 負債・純資産合計 | | | 125,080 | | 124,440 |

(2)【損益計算書】

| | | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | |
|-----------|------|--|--|--|--|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | 106,355 | | 115,733 | |
| 運用受託報酬 | | 16,583 | | 17,671 | |
| その他営業収益 | | 428 | | 530 | |
| 営業収益計 | | 123,367 | | 133,935 | |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | 34,739 | | 39,087 | |
| 広告宣伝費 | | 1,005 | | 804 | |
| 公告費 | | 0 | | 0 | |
| 調査費 | | 24,506 | | 26,650 | |
| 調査費 | | 5,532 | | 4,867 | |
| 委託調査費 | | 18,974 | | 21,783 | |
| 委託計算費 | | 1,358 | | 1,384 | |
| 営業雑経費 | | 4,149 | | 3,094 | |
| 通信費 | | 73 | | 72 | |
| 印刷費 | | 976 | | 918 | |
| 協会費 | | 88 | | 79 | |
| 諸経費 | | 3,011 | | 2,023 | |
| 営業費用計 | | 65,760 | | 71,021 | |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | 10,985 | | 12,033 | |
| 役員報酬 | | 147 | | 229 | |
| 給料・手当 | | 7,156 | | 7,375 | |
| 賞与 | | 3,682 | | 4,427 | |
| 交際費 | | 35 | | 47 | |
| 旅費交通費 | | 64 | | 65 | |
| 租税公課 | | 1,121 | | 1,049 | |
| 不動産賃借料 | | 1,147 | | 1,432 | |
| 退職給付費用 | | 1,267 | | 1,212 | |
| 固定資産減価償却費 | | 2,700 | | 2,525 | |
| 諸経費 | | 10,739 | | 11,190 | |
| 一般管理費計 | | 28,063 | | 29,556 | |
| 営業利益 | | 29,542 | | 33,357 | |

| | | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | |
|-------|------|--|--|--|--|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 4,540 | | 3,530 | |

| | | | | | | |
|--------------|---|-------|--------|-------|--------|--|
| 受取利息 | | 0 | | 10 | | |
| 金銭の信託運用益 | | 1,698 | | - | | |
| その他 | | 447 | | 1,268 | | |
| 営業外収益計 | | | 6,687 | | 4,809 | |
| 営業外費用 | | | | | | |
| 金銭の信託運用損 | | - | | 1,387 | | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 13 | | 12 | | |
| 為替差損 | | 26 | | 23 | | |
| その他 | | 32 | | 266 | | |
| 営業外費用計 | | | 72 | | 1,689 | |
| 経常利益 | | | 36,157 | | 36,477 | |
| 特別利益 | | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 71 | | 26 | | |
| 株式報酬受入益 | | 48 | | 53 | | |
| 固定資産売却益 | | - | | 9 | | |
| 資産除去債務履行差額 | | - | | 141 | | |
| 移転補償金 | | 2,077 | | - | | |
| 特別利益計 | | | 2,197 | | 230 | |
| 特別損失 | | | | | | |
| 投資有価証券等売却損 | | - | | 0 | | |
| 投資有価証券等評価損 | | 36 | | - | | |
| 関係会社株式評価損 | | 582 | | 727 | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 105 | | 374 | | |
| 資産除去債務履行差額 | | - | | 0 | | |
| 事務所移転費用 | | 406 | | 54 | | |
| 特別損失計 | | | 1,129 | | 1,158 | |
| 税引前当期純利益 | | | 37,225 | | 35,549 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 11,239 | | 10,474 | |
| 法人税等調整額 | | | 290 | | 171 | |
| 当期純利益 | | | 26,276 | | 24,904 | |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|--------|--------|-----------|------------------|-----------------|-----------|--------------------|-----------------|---------------------------------|--------|
| | 資本金 | 資本剩余额 | | | 利益剩余额 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剩余金 | 資本 剩余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 別途 積立金 | 繰越 利益 剩余金 | 利 益 剩 余 金 合 計 | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,069 | 54,360 | 85,270 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | | | 23,950 | 23,950 | 23,950 |
| 当期純利益 | | | | | | | 26,276 | 26,276 | 26,276 |

| | | | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 2,326 | 2,326 | 2,326 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 10 | 10 | 85,281 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 23,950 |
| 当期純利益 | | | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 46 | 46 | 46 |
| 当期変動額合計 | 46 | 46 | 2,372 |
| 当期末残高 | 57 | 57 | 87,654 |

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | 株主資本合計 | |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|--------|---------|---------|--------|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 | | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 26,268 | 26,268 | 26,268 | | |
| 当期純利益 | | | | | | | 24,904 | 24,904 | 24,904 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 1,364 | 1,364 | 1,364 | | |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,030 | 55,322 | 86,232 | | |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 57 | 57 | 87,654 |
| 当期変動額 | | | |
| 剩余金の配当 | | | 26,268 |
| 当期純利益 | | | 24,904 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額） | 116 | 116 | 116 |
| 当期変動額合計 | 116 | 116 | 1,247 |
| 当期末残高 | 174 | 174 | 86,407 |

[重要な会計方針]

| | |
|---------------------------|--|
| 1 . 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法 |
| 2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3 . デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 4 . 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5 . 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
| 6 . 引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 |

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしてあります。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしてあります。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしてあります。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

7 . 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

8 . 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

9 . 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日) 第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日) 第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識に関する注記」については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

- 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- 「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

| 前事業年度末 (2021年3月31日) | 当事業年度末 (2022年3月31日) |
|---|---|
| 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,256百万円 | 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223百万円 |
| 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 346百万円 器具備品 643 合計 990 | 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589百万円 器具備品 618 合計 1,207 |

損益計算書関係

| 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|---|---|
| 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円 | 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525百万円 |

| | | | |
|-------------------|------------|-------------------|------------|
| 2. 固定資産除却損 | | 2. 固定資産除却損 | |
| 建物 | -百万円 | 建物 | 346百万円 |
| 器具備品 | 2 | 器具備品 | 28 |
| ソ フ ト ウ エ | 102 | ソ フ ト ウ エ | - |
| ア | | ア | |
| 合計 | 105 | 合計 | 374 |

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 23,950百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,650円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 26,268百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 5,100円 |
| 基準日 | 2021年3月31日 |
| 効力発生日 | 2021年6月30日 |

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|--------|-----------|
| 配当金の総額 | 26,268百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |

| | |
|-----------|------------|
| 1 株当たり配当額 | 5,100円 |
| 基準日 | 2021年3月31日 |
| 効力発生日 | 2021年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|-----------|------------|
| 配当金の総額 | 24,877百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 4,830円 |
| 基準日 | 2022年3月31日 |
| 効力発生日 | 2022年6月30日 |

金融商品関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------|--------|----|
| (1)現金・預金 | 4,281 | 4,281 | - |
| (2)金銭の信託 | 35,912 | 35,912 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 24,499 | 24,499 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,347 | 4,347 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 30,400 | 30,400 | - |
| その他有価証券 | 30,400 | 30,400 | - |
| 資産計 | 99,441 | 99,441 | - |
| (6)未払金 | 16,948 | 16,948 | - |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 | - |
| 未払償還金 | 8 | 8 | - |
| 未払手数料 | 7,256 | 7,256 | - |
| 関係会社未払金 | 8,671 | 8,671 | - |
| その他未払金 | 1,011 | 1,011 | - |
| (7)未払費用 | 9,171 | 9,171 | - |
| (8)未払法人税等 | 2,113 | 2,113 | - |
| 負債計 | 28,233 | 28,233 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されています。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 4,281 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 35,912 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 24,499 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 4,347 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 30,400 | - | - | - |
| 合計 | 99,441 | - | - | - |

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、

親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|--------------|--------|----|
| (1) 金銭の信託 | 35,894 | 35,894 | - |
| 資産計 | 35,894 | 35,894 | - |
| (2) その他（デリバティブ取引） | 121 | 121 | - |
| 負債計 | 121 | 121 | - |

(注) 1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| | 当事業年度（百万円） |
|------------------|------------|
| 市場価格のない株式等（注）1.2 | 9,529 |
| 組合出資金等 | 1,886 |
| 合計 | 11,415 |

(注) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注)3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|---------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 2,006 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 35,894 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 27,176 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 4,002 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 29,300 | - | - | - |
| 短期貸付金 | 1,835 | | | |
| 合計 | 100,215 | - | - | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分 | 貸借対照表計上額 (単位：百万円) | | | |
|--------------------|-------------------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他）() | - | 1,736 | - | 1,736 |
| 資産計 | - | 1,736 | - | 1,736 |
| デリバティブ取引（通貨関連） | - | 121 | - | 121 |
| 負債計 | - | 121 | - | 121 |

() 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

| 区分 | 前事業年度 (百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式 | 9,835 |
| 関連会社株式 | 106 |

4. その他有価証券(2021年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 30,400 | 30,400 | - |
| 小計 | 30,400 | 30,400 | - |
| 合計 | 30,400 | 30,400 | - |

非上場株式（貸借対照表計上額312百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額1,455百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 当事業年度 (百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式 | 9,107 |
| 関連会社株式 | 106 |

4. その他有価証券(2022年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 29,300 | 29,300 | - |
| 小計 | 29,300 | 29,300 | - |
| 合計 | 29,300 | 29,300 | - |

市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち一年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 米ドル | 1,714 | - | 121 | 121 |

退職給付関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------------|---------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 23,761 百万円 |
| 勤務費用 | 1,016 |
| 利息費用 | 139 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 893 |
| 退職給付の支払額 | 781 |
| その他 | 28 |
| 退職給付債務の期末残高 | 23,270 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|------------------|---------------|
| 年金資産の期首残高 | 17,413 百万円 |
| 期待運用収益 | 409 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,328 |
| 事業主からの拠出額 | 824 |
| 退職給付の支払額 | 626 |
| 年金資産の期末残高 | 19,349 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|----------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 19,959 百万円 |
| 年金資産 | 19,349 |
| | 610 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,311 |
| 未積立退職給付債務 | 3,921 |
| 未認識数理計算上の差異 | 2,074 |
| 未認識過去勤務費用 | 151 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998 |
| | |
| 退職給付引当金 | 3,299 |
| 前払年金費用 | 1,301 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|------------------------|--------------|
| 勤務費用 | 1,016 百万円 |
| 利息費用 | 139 |
| 期待運用収益 | 409 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 469 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 34 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,182 |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|-----------|-------------|
| 債券 | 52% |
| 株式 | 30% |
| 生保一般勘定 | 11% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|-------------------------|------|
| 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 | |
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.8% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.5% |
| 長期期待運用收益率 | 2.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------------|---------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 23,270 百万円 |
| 勤務費用 | 961 |
| 利息費用 | 176 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,521 |
| 退職給付の支払額 | 904 |
| その他 | 14 |
| <u>退職給付債務の期末残高</u> | <u>21,967</u> |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|------------------|---------------|
| 年金資産の期首残高 | 19,349 百万円 |
| 期待運用収益 | 454 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 258 |
| 事業主からの拠出額 | 814 |
| 退職給付の支払額 | 672 |
| <u>年金資産の期末残高</u> | <u>19,687</u> |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 18,807 百万円 |
| 年金資産 | 19,687 |
| | 879 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,159 |
| 未積立退職給付債務 | 2,279 |
| 未認識数理計算上の差異 | 489 |
| 未認識過去勤務費用 | 106 |
| <u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u> | <u>1,896</u> |
| | |
| 退職給付引当金 | 3,194 |
| 前払年金費用 | 1,297 |
| <u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u> | <u>1,896</u> |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|------------------------|------------|
| 勤務費用 | 961 百万円 |
| 利息費用 | 176 |
| 期待運用収益 | 454 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 322 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 45 |
| <u>確定給付制度に係る退職給付費用</u> | <u>959</u> |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|--------|------|
| 債券 | 51% |
| 株式 | 32% |
| 生保一般勘定 | 10% |
| 生保特別勘定 | 6% |
| その他 | 1% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------------|------|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.9% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.6% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

税効果会計関係

| 前事業年度末 (2021年3月31日) | 当事業年度末 (2022年3月31日) |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 賞与引当金 | 賞与引当金 |
| 退職給付引当金 | 退職給付引当金 |
| 関係会社株式評価減 | 関係会社株式評価減 |
| 未払事業税 | 未払事業税 |
| 投資有価証券評価減 | 投資有価証券評価減 |
| 減価償却超過額 | 減価償却超過額 |
| 時効後支払損引当金 | 時効後支払損引当金 |
| 関係会社株式売却損 | 関係会社株式売却損 |
| ゴルフ会員権評価減 | ゴルフ会員権評価減 |
| 資産除去債務 | 資産除去債務 |
| 未払社会保険料 | 未払社会保険料 |
| その他 | その他 |
| 繰延税金資産小計 | 繰延税金資産小計 |
| 評価性引当額 | 評価性引当額 |
| 繰延税金資産合計 | 繰延税金資産合計 |
| 繰延税金負債 | 繰延税金負債 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 資産除去債務に対応する除去費用 |
| 関係会社株式評価益 | 関係会社株式評価益 |
| その他有価証券評価差額金 | その他有価証券評価差額金 |
| 前払年金費用 | 前払年金費用 |
| 繰延税金負債合計 | 繰延税金負債合計 |
| 繰延税金資産の純額 | 繰延税金資産の純額 |

| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | |
|--|-------|--|-------|
| 法定実効税率 (調整) | 31.0% | 法定実効税率 (調整) | 31.0% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 3.5% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 2.9% |
| タックスヘイブン税制 | 1.9% | タックスヘイブン税制 | 1.8% |
| 外国税額控除 | 0.5% | 外国税額控除 | 0.5% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外國源泉税 | 0.2% | 外国子会社からの受取配当に係る外國源泉税 | 0.4% |
| その他 | 0.3% | その他 | 0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.4% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.9% |

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|----------------|--------------|--------------|
| 自 2020年4月 1日 | 自 2021年4月 1日 | |
| 至 2021年3月31日 | 至 2022年3月31日 | |
| 期首残高 | - | 1,371 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | 1,371 | 48 |
| 資産除去債務の履行による減少 | - | 296 |
| 期末残高 | 1,371 | 1,123 |

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

| | |
|-----------|-------------------|
| 委託者報酬 | 115,670百万円 |
| 運用受託報酬 | 16,675百万円 |
| 成功報酬（注） | 1,058百万円 |
| その他営業収益 | 530百万円 |
| 合計 | 133,935百万円 |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|----------|--------|-------------|-------|----------------|---|------------------------|-----------|----------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | - | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1) | 26,722 | 未払手数料 | 5,690 |
| | | | | | | | コマーシャル・ペ - パーの償還 (*2) | 20,000 | 有価証券 | - |
| | | | | | | | 有価証券受取利息 | 0 | その他営業外収益 | 0 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(* 2) コマーシャル・ペ - パーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|---------------------|------|------------|-------|----------------|-----------|----------|-----------|-------|-----------|
| 子会社 | ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク | ケイマン | 2,500(米ドル) | 資金管理 | 直接100% | 資産の賃貸借 | 資金の貸付 | 3,427 | 短期貸付金 | 1,835 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 1,709 | | |
| | | | | | | | 貸付金利息の受取 | 9 | 未収利息 | 4 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|----------|--------|-------------|-------|----------------|---|-----------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | - | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1) | 29,119 | 未払手数料 | 6,013 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

| 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 17,018円01銭 | 1株当たり純資産額 16,775円81銭 |
| 1株当たり当期純利益 5,101円61銭 | 1株当たり当期純利益 4,835円10銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 26,276百万円 普通株式に係る当期純利益 26,276百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株 | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 24,904百万円 普通株式に係る当期純利益 24,904百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 同じに掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|--|-----------------------|--|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社) | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

* 2022年6月末現在

(2) 販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|------------|-----------------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |

* 2022年6月末現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

<再信託受託者の概要>

| | |
|-------|---|
| 名称 | : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 |
| 資本金 | : 10,000百万円 |
| 事業の内容 | : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間における提出書類はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年8月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野明史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村為替ヘッジ付き世界債券ファンド（野村SMA・EW向け）の2022年2月22日から2022年6月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村為替ヘッジ付き世界債券ファンド（野村SMA・EW向け）の2022年6月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。